

平成22年1月25日
練馬区 経理用地課

練馬区公共工事における中間前払金制度の導入について

練馬区は、受注業者の工事施工過程における資金の調達を容易にし、公共工事の円滑な施工を図るため、下記のとおり中間前払金制度を導入します。

記

1 対象工事

契約金額130万円以上の土木工事、建築工事および設備工事

※ 工期50日未満の工事、部分払い、一部竣工払いの対象工事を除く。

2 中間前払の率

契約金額の20%（限度額1億円）

3 支払条件

次のすべての条件を満たすもの

(1) 当初の前払金（40%）が支払われていること

(2) 工期の2分の1を経過していること

(3) 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること

(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること

(5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証を受けること

※ 上記(3)(4)については、工事監督課の承諾を得ていることを条件とする。

4 適用日

平成22年度の契約案件から適用する。

※ 平成22年2月1日（月）以降に公表する一般競争・公募型指名競争入札（任意指名競争入札については、同日以降に指名する案件）

※なお、前払金については、これまでどおり契約金額の40%（限度額2億円）となります。

年 月 日

中間前払金 認定請求書

練馬区長 様

請負者 所在地

氏名

印

つぎの工事について、中間前払金を請求するため、要件を満たしていることの確認を請求します。

契約件名	
契約番号	第 号
工事場所	
工期	年 月 日 から 年 月 日まで
契約金額	
履行状況	実施出来高 %
添付資料	